

令和 4 年

第 1 回廃棄物等処理問題特別委員会会議録

令和 4 年 8 月 23 日開会

柳 泉 園 組 合 議 会

令和4年第1回

廃棄物等処理問題特別委員会会議録

令和4年8月23日 開会

議事日程

1. 陳情第1号 送迎バスについての陳情

1 出席委員

1番 島崎 孝	2番 沢田 孝康
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 小林 たつや	6番 遠藤 源太郎
7番 鈴木 たかし	8番 小西 みか
9番 佐々木 あつ子	

2 関係者の出席

管理者	富田 竜馬
副管理者	澁谷 桂司
副管理者	池澤 隆史
助 役	西村 幸高
会計管理者	廣瀬 明子
清瀬市市民環境部長	高見澤 進吾
東久留米市環境安全部長	長澤 孝仁
西東京市みどり環境部長	白井 一嘉

3 事務局・書記の出席

総務課長	米 持 讓
施設管理課長	濱 田 伸 陽
技術課長	近 藤 修 一
資源推進課長	横 山 雄 一
書記	上 里 直 樹

書記	神 崎 真 之
書記	松 本 賢 一
書記	角 田 佐 知

午前11時26分 開会

○委員長（小林たつや） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和4年第1回廃棄物等処理問題特別委員会を開催いたします。

○委員長（小林たつや） 当委員会に付託されました陳情は1件でございます。

まず、陳情第1号、送迎バスについての陳情を議題といたします。

提出者は、東京都清瀬市竹丘2-27-15、今井孝子さんでございます。

まず、執行部より報告することはございますか。

○施設管理課長（濱田伸陽） 陳情第1号、送迎バスについての陳情について、執行側の意見として述べさせていただきます。

まず、陳情事項についてですが、柳泉園グランドパークへの送迎バスを運行していただきたいとのことで、柳泉園組合に属している関係市を巡回するバスとし、停留場を設けることを要望しております。

陳情趣旨としては、清瀬市には現在公衆浴場がなく、柳泉園グランドパークで数時間過ごせたらという声を聞きます。ひとり暮らしの高齢者も多く、1人での入浴への不安もあり、送迎バスが実現できれば、天候に関わりなく気の合った同士が楽しいひとときを過ごすことができ、送迎バスの運行が健康寿命を延ばすことにも貢献できるのではないかとということで、陳情が提出されております。

では、陳情に対する意見を述べさせていただきます。

柳泉園グランドパークへの送迎バスの導入における検討においては、指定管理者による運営開始前の令和2年度に開催した指定管理者候補者選定委員会における候補者からの事業者提案の中で、路線バスなどによる柳泉園グランドパークの最寄りのバス停までのアクセスが不便でないことや、利用者の交通手段が自家用車、自転車、徒歩による来場が多数を占めていることで、送迎バスの導入の必要がない提案が主でした。

このような事情を踏まえ、指定管理者候補者選定委員会では、各候補者の書類審査及びプレゼンテーション審査で評価基準に照らし、総合的に評価した結果、送迎バスの運行を

提案した候補者もございましたが、送迎バスの提案がない候補者が指定管理者に指定されております。現在、この指定した指定管理者が、令和3年度から令和7年度まで提案した事業計画による収支予算書の範囲内で厚生施設の事業運営を実施しております。

また、事業運営経費の一部に充当されます柳泉園組合が負担している指定管理料についても、債務負担行為により、指定期間中5年間の予算の限度額が定められております。これにより、送迎バス導入のために新たに追加経費を計上することは難しく、送迎バスの導入は極めて困難でございます。

以上、意見として説明を終わります。

○委員長（小林たつや） 説明は終わりました。

それでは、これより意見及び質疑等をお伺いいたします。

○9番（佐々木あつ子） 今、事務局の方からの陳情に対する見解、意見ということで述べられておられました。私もこの件は、当時こちらの議員ではなかったのですが、この間の指定管理者制度を導入するとき、それから指定管理者を決定するとき、いろいろな議論がこの柳泉園組合議会でもあって、そのことも少し読み直しをさせていただきました。

改めて伺いたいのですけれども、かつて、やはりこの議会の中でも西東京市、清瀬市の議員が送迎バスの必要性を訴えて、指定管理者選定の件のときもそうでしたけれども、質疑を行っております。一番近いところでは2019年、これは令和元年ですけれども、清瀬市の公明党の原和弘議員が、「雨が多くて学校のプールが開催できないことが多かった。柳泉園グランドパークに行けば屋根付きのプールがある。交通手段がないので、指定管理者導入の際にはバスの運行を検討していただくことは可能か」というような質問をしております。

当時は、現状では費用面で大変難しいというような御答弁で終わっておりますけれども、一方、西東京市の森しんいち議員も同じような角度でお話をされておりました。プールの需要についてのことではありませんでしたけれども、指定管理者導入の際にはそういうことも考えられるのではないかというようなことがありました。

それで、お聞きしたいのは、厚生施設ができた当初のときは、近隣の方にお使いいただくものだというような御説明もありましたけれども、管理者の皆さんからの答弁もこれが変わってきていまして、広く多くの方に御利用していただくという検討をしていきたいというようなことになっている議論もありました。

私自身もこの議会で質問をさせていただいて、これは令和3年11月、第4回定例会で

したけれども、清瀬市の事情を申し上げさせていただいて、銭湯がなくなったことを理由に何とか送迎バスをできないかというようなことをお尋ねしています。

聞きたいのは、事務報告にはこの1年間4万3,265人の利用者ということで数字が出ておりましたけれども、調査も必要ではないか。先ほどどんなアクセスでこの柳泉園グランドパークを使っている人がいるかということの種類はおっしゃられていましたけれども、利用している方の地域分布、どこの地域の方が一番多いか。これは東久留米市が一番多いに決まっているのですけれども、そうでないところの人たちの利用度がどれだけか。また、その数字を見て、調査をしていただいていると思います。利用促進策をどう高めていこうかというような検討が柳泉園組合のほうで行われたかどうか。その辺をまずお聞かせいただきたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、送迎バスの運行について、利用促進策等の調査検討をしたことについて答弁させていただきます。

まず、送迎バスを導入する上での費用面でございますけれども、運行方法の例として、関係市に無料の送迎バスを、田無駅から柳泉園グランドパークまでの経路と、清瀬駅から東久留米駅を経由して柳泉園グランドパークまでの2経路を週に2回、1日6便ほど小型バスを運行させた場合、業者の参考見積りでは1,300万円程度の費用がかかります。その予算措置の面においては、関係市に負担金として負担が強えられることや、また、コロナ禍において、送迎バスを運行する経費を充当できるまでの収入を得ることは難しい状況です。

次に、利用者の交通手段の実態ですけれども、利用者アンケート調査の結果、自家用車が49%、自転車が32%、徒歩が11%、電車、路線バスが4%、未回答が4%で、自家用車、自転車、徒歩で来る人が9割を超えていました。

あとは、利用者の関係市の利用状況からしますと、やはり近隣の東久留米市が一番多くて、その次に、ここが東村山市にやはり近いものですから、2番目に東村山市の利用者が多いということでございます。3番目に今回の陳情者から頂いた清瀬市になっておりまして、次が小平市です。あとは西東京市というような順番になっているような状況でございます。近いところからの利用者がやはり多いというところでございます。

そして、次に柳泉園グランドパークまでの路線バスの運行状況について確認しましたが、西武バスによる清瀬駅南口、東久留米駅西口及び花小金井駅北口から柳泉園グランドパークまでの最寄りのバス停、久留米西団地または柳泉園グランドパーク入口までの3経路が

ございます。それぞれの経路は、1時間のうちに2、3本が運行されております。また、銀河鉄道バスでは、東村山駅東口から柳泉園グランドパーク前までが1時間のうち4本運行されております。

このため、公共交通機関を利用する場合は、清瀬市民及び東久留米市民はバスと徒歩で、西東京市民の場合は電車とバスと徒歩になりますが、来館することが可能でございます。公共交通機関のアクセスとしては不便ではございません。

また、指定管理者によるアンケートでの意見や、窓口に設置している意見箱などでの送迎バスによる御要望や御意見はございません。このように総合的に考えた場合に、利用者のニーズや費用的な面から、指定管理者事業の中で送迎バスを導入することは難しいと考えております。

そして、先ほど利用促進策という考え方の中で、やはり関係市民の方が、柳泉園グランドパークまで足を運んでいただく工夫については、これからも指定管理者とともに利用促進策については調査研究していきたいと考えております。

その方法の1つとして、現在検討しているところでございますが、高齢者や自家用車がない方など、公共交通機関をうまく活用し来館できるように、柳泉園グランドパークまでのアプローチ方法を分かりやすくホームページなどでまとめて紹介していこうと考えております。

○9番（佐々木あつ子） 今回のこの陳情は、とても柳泉園組合にとってもありがたい御提案なのではないかなと受け止めておるのですけれども、先ほど費用対効果のお話も出てきましたし、バスの運行そのものについても試算をされて、月とおっしゃったのですか、年ですか、少し聞こえにくかったのですけれども、1,300万円ということの試算までしていただいているという状況も分かりました。

しかし、ここは大事だと思うのですけれども、今の御答弁を聞いてしまうと、やはり駄目なんだなと、お金がかかるしなということなのかもしれません。しかし、本当に貴重な審議をこの間されているのですね。

というのは、指定管理者をお決めになるときに、実は今の株式会社オーエンス、A社、B社いらっしゃいました。A社は運行計画をお持ちでなかった。B社は持っていました。株式会社オーエンスは、費用対効果で残念ながら駄目だというようなプレゼンテーションをしていますけれども、しかし、いろいろこれを聞いてみますと、利用状況いかによっては導入を考えていきたいということを言っているのですね。

これは、当時の助役の答弁でおっしゃっている中身なので間違いのないと思うのですが、こんな議論もされていたのかと私は改めて思ったのです。こういうことをおっしゃっています。当時の助役の答弁ですが、これは令和2年第4回定例会の11月26日の議会で行われたことです。指定管理者の決定についての質疑です。

助役の答弁だと思います。「株式会社オーエンスの場合は、送迎バスは当面は導入しないけれども、利用状況を見て検討するということをプレゼンテーションで説明されていました」ということで、決してこれを否定的に見ているわけではなくて、利用状況いかんでは導入をしていくというようなことをこの中でも示唆をし、助役の答弁はまさにそのことをしっかり捉えての御答弁だったと思います。

申し上げたいのは、利用を高めて収益が上がって、バスを考えようよなのか。それとも、バスは仕立ててやってみよう、それで利用も上げてみよう。卵が先か鶏が先かの話になりますけれども、そこは財源の投入ではなくて、やはり柳泉園組合議会として投資をして、そのことを考えていくという段階に来ているのではないかと私は思うのです。

それは財源が伴いますし、おっしゃりたいことは、関係市にやはり御負担願うことになりますよ。それでもいいですか。関係協議を開いて、そこは同意が取れなかった、そういうことでまとまらなかったという議事録もあります。けれども、そこにイニシアチブを持って、柳泉園組合がそのことについてやはり追求していくことが大事だと思います。

私はこの間、この厚生施設を使いたいという方がたくさんいらっしゃって、清瀬市で言えばお風呂を使いたい、プールにも行きたいんだと。高齢者の皆さんは、やはりフレイル予防ということもありますよね。身近なところのせっかくある施設を使いたい。それから、公営住宅にお住まいの方でも、高齢者のひとり暮らしの方は、お風呂に1人で入るのが怖いんだと。それから、バスタブが高くてまたげないと。お風呂のバスタブを換えるのに何十万円もかかる。それだったら、清瀬市には銭湯がなくなってしまいましたから、近くのこの厚生施設を利用したいんだという切実な要望があるのです。

この陳情はそのことを申し上げているのではなくて、それをきっかけに、ここにアクセスが取れるようになれば、一層ほかの施設も利用が高まるし、健康寿命も延びるでしょうという、この御提案は本当にありがたいと私は思っています。

この点で試算をしていただいているのですけれども、株式会社オーエンス自身が、プレゼンテーションでは詳しく言わなかったけれども、利用状況によっては全く否定をせずに検討の余地があるということを含んだお考えを示しています。これに対して、やはり柳泉

園組合がどのようにしていくのか。ただただ傍観的に見て、収入が上がるまで待つかなというお立場に立つのかどうか。そこはどうなのでしょう。ぜひ御答弁いただきたいと思ひます。

○施設管理課長（濱田伸陽） では、柳泉園組合の送迎バス運行のまずスタンスから説明させていただきます。野球場、厚生施設を建設した過去のいきさつとしては、ごみ処理施設、し尿処理施設を運営してきた中で、その当時の科学的達成を踏まえた施設であっても、少なくともやはりばい煙や臭気などの周辺に環境を及ぼすことは事実でございましたので、このような認識に立って、環境整備事業の取組として、厚生施設整備における過去の構想を踏まえ、野球場、テニスコート、プールなどの各施設の建設が実現されてきました。

現在の厚生施設運営事業においても、過去の考え方を基本として、周辺地域の環境整備として公害防止対策に万全を期すのはもちろんのこと、余熱利用により厚生施設への熱供給を行い、柳泉園組合各施設が機能的に、かつ美観的にも周辺環境への調和を図ることを目的として、厚生施設運営を展開しております。

ですので、少しでも関係市及び柳泉園組合周辺の住民の健康とかレクリエーションにも寄与できるような、指定管理者による民間のノウハウなどを活用しながら、効果的な事業運営や安定した事業維持に努めるとともに、経費の抑制に努め、負担金にできる限り影響がないよう事業展開をしていきたいと考えているところでございます。

そして、指定管理期間中の予算計画の見直しという考え方なのですけれども、5年間の収入及び事業運営経費は、事業運営の開始前に事業収支計画書が指定管理者により提案され、設定されております。この事業収支計画書では、事業運営経費を賄うため、利用料金収入及び事業収入等も見込んでおりますが、この収入のみでは指定管理者の事業運営経費を賄い切れません。その不足分については、指定管理料を柳泉園組合が指定管理者へ納めており、この指定管理料の予算化は、5年間分を債務負担行為により限度額を設定しております。

このように、事業運営経費は、利用料金収入、事業収入及び指定管理料から充当されるため、送迎バスを運行できるような財源の余裕はなく、指定管理料の債務負担行為の限度額があり、また現在コロナ禍の中、収入が増えない状況の中では、送迎バスの導入で新たに経費を計上することは、指定管理料の増額予算の変更など関係市の負担金を増額しなければならず、予算計画の見直しは難しいと考えております。

○9番（佐々木あつ子） 最初の御答弁のときに、利用促進策について調査研究をしてみ

たいということをおっしゃった後に、高齢者の方々がどういふアクセスで来ることができるのかということのアプローチの方法を探ってみたいとおっしゃいました。これは何か具体策をお持ちなのか。恐らくこういうことをおっしゃっているということは、お考えが幾つかあるのかなと思います。

指定管理料が増える、あるいは関係市の分担金が増える。これはもう堂々巡りで、なかなかそれでは解決できないわけです。一方では、本当に困っている方、困っている方がいるから福祉的な要素で柳泉園組合がということは言えませんが、しかし、身近に愛される施設として使っていただきたいんだという姿勢があれば、そこはやはり追求していくべき課題だと思うのです。アプローチ方法を何か考えていることがもしあれば教えていただきたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、先ほど私のほうでアプローチ方法といいますか、アクセス方法についての高齢者にも分かりやすい対応の中で、今、課内で研究している状況でございます。具体的には作成していませんけれども、例えば関係市内の最寄りのバス停から柳泉園グランドパークに来るまでの経路、あるいは乗り継ぎ方法、所要時間、時刻表なども、お年寄りの方が見ても分かりやすいアクセスマップのようなものをまずホームページで紹介させていただければと思っております。

いろいろな利用促進策ということも踏まえて、これからいろいろな形の中で、いかに利用者が利用できるように指定管理者とともに調査研究していきたいと考えております。

○6番（遠藤源太郎） 今、やり取りを聞いておまして、陳情者の気持ちもよく分かりますし、柳泉園組合のおっしゃっていることもよく分かるわけですし、私は近所に銭湯があるわけですが、その近くに、小平市なのですが、大きなスーパー銭湯ができたのですけれども、そのときにそのお風呂屋さんがえらい心配をしているのですね。

なぜかという、自分の商売だけだったら、これはいいでしょうと。やめて何か違うマンションでも建てるとか、いろいろな方法が生きていくためにはある。ただ、問題はまだ利用している方がいらっしゃるわけですよ。今の生活ですと、ほとんど家庭の中にお風呂はあるわけですが、そういったところがない小さなアパートを借りているとか、ワンルームマンションを借りているとか、お風呂がないというようなところもあるわけですし、そういった人たちが困ってしまうといったことが言われて、すごく建てられることに不安を持った。

結果的に自分も努力しなければならないということで、そのお風呂屋さんはいろいろな

ものを導入したりして今もやっておりますけれども、相当経費がかかっているのではないかと思うのですね。それでもやはり地域のために努力をされている。こういったことも考えなければならない。

それから、私もよく新座市のほうに数年前まで行ったりしていたのですが、東久留米市にも大きい民間のものがありますし、またできたりもしていますよね。こういったところを利用されている方がとても多く、また、駅との間を往復するバスも出ているわけですし、そういったことを考えると、今あるお風呂屋さんを潰していくような形になってしまう可能性もあるわけですね。

ですから、この陳情についてはとてもよく分かるのですが、柳泉園組合とその地域の方々、恐らく清瀬市にもたくさん銭湯があったのでしょうか。ガソリンスタンドか銭湯かという、ある転業の時代がありましたものですからたくさんあったのですが、ほとんど潰れてしまった。それはお風呂が家庭に備わったということと同時に民間の施設ができてきた。こんなこともあるわけですし、こういったことを考えると、簡単に私はそうすかと言ってしまうというのもまた問題があるのかなという感じがします。

それで、1つ質問なのですが、同業同種のこういった施設で当然恐らくお風呂ぐらひは用意している他団体があると思うのですが、そういったところはこういう巡回バスなどを出して市民サービスに供しているような、そういった同業の団体があるのかどうか、この辺りをお聞かせいただければと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 多摩地域において、柳泉園組合のような浴場施設を運営している市町村が幾つかございます。そのアクセスといいますか、送迎バスを運行している団体はございません。我々が調査した中では、一応7団体に調査しましたが、送迎バスを運行している団体はございませんでした。

○6番（遠藤源太郎） これ以上申し上げることはないわけなのですが、お気持ちはよく分かるわけです。この陳情者のお気持ちはよく分かりますけれども、私は、大きな考え方でいきますと、柳泉園組合の利用者が多くなるということは大いに賛成をするところでもありますけれども、それが巡回バスがメインになるということではなくて、より市民の皆さんにPRなどを徹底して、そしてよりよく利用していただく。そしてまた、これ以上地域のお風呂屋さんを減らさないという考え方もまた必要ではないかなということをお申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○8番（小西みか） 先ほど御説明の中では、柳泉園組合のアクセスが現状でもそれほど

不便ではないのではないかとというような御説明があったかと思えます。具体的にはどれくらいの時間がかかって来ることができるのかというところを少し御紹介いただけたらと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） では、柳泉園グランドパークまで来る時間ですが、基本的に先ほども申しましたように、清瀬駅からの経由バスと、東久留米駅から来るバスと、花小金井駅から来るバスなどもございます。基本的にバス停から徒歩も含めて大体それぞれが40分以内には駅からだと来られるような状況でございます。それよりも短い、東久留米駅からはもっと短いですが、一番長くて花小金井駅から来る場合が多少かかるので、徒歩も含めて40分ぐらいかかるのではないかと考えております。

○8番（小西みか） バスに乗っている時間は少しかかるにせよ、労力という点では考えなくてもいいのかなと思うのですけれども、バス停からここまでの徒歩というのがどれくらいかかるのか。

また、先ほどの御質問でありました他団体でバスを運行しているところはないということでしたけれども、最寄りのバス停からのアクセスといったところも調査されているということがありましたら、少し御紹介いただけたら比較できるかなと思えますけれども、いかがでしょうか。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほど調査した団体の利用者のアクセスでございます。まさに柳泉園グランドパークと同じように、公共交通機関により最寄りのバス停や駅まで来て、バス停または駅から徒歩で短くて大体2分から長くて20分までの範囲で来館しているというところでございます。

柳泉園グランドパークの最寄りのバス停の徒歩の時間ですけれども、大体6分程度でございます。

○8番（小西みか） そうしますと、最初に御説明ありましたとおり、アクセスとして6分というのを個人個人でどう考えるのかとか、あと状態によってということはあるかもしれませんが、このような暑さの中でということも条件としてはいろいろあるかと思えますけれども、他団体もバスを運行していないというところと比較して、特別にすごく現状でもアクセスが不便というわけではないというように今は認識をしていらっしゃるということでしょうか。

○施設管理課長（濱田伸陽） 委員おっしゃるように、我々はそういう認識をしております。

○委員長（小林たつや） ほかに質疑ございませんか。取扱いも含めて、御意見等もどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林たつや） ないようですので、質疑を終結させていただきます。

採決に入る前に、本陳情に関わる討論についてお諮りいたします。討論につきましては本会議場で行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林たつや） 御異議なしと認めます。よって、本陳情に関わる討論は本会議場で行うことに決しました。

これより採決を行います。

陳情第1号、送迎バスについての陳情を採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小林たつや） 挙手少数であります。よって、陳情第1号、送迎バスについての陳情を不採択とすることに決しました。

以上をもって本日の審査案件は全て終了いたしました。

これにて令和4年第1回廃棄物等処理問題特別委員会を閉会といたします。

午後 0時01分 閉会

柳泉園組合議会特別委員会条例第23条第1項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会特別委員会委員長 小林 たつや